

地域リハビリテーション広域支援センター指定基準の見直しについて

指定基準の見直しの必要性

- (1) 現在の「地域リハビリテーション広域支援センター指定基準」については、厚生労働大臣が定める施設基準を満たし、社会保険事務局に届け出ている医療機関が1つの条件となっている。
- (2) 現在、指定基準に定めた施設基準については、平成22年3月5日付けの「特掲診療料の施設基準等（平成22年厚生労働省告示第73号）」により、平成22年3月31日付けで廃止となり、同年4月1日以降、施設基準が一部変更となった。

見直しの考え方（案）

- (1) 原則として、旧施設基準で満たしていた基準をそのまま引き継ぐものとする。
- (2) 今般の診療報酬改定では、4つの視点の一つである「医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点」の中の「回復期リハビリテーション等の推進」について、脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅰ)(Ⅱ)の評価の引き上げとともに、運動器リハビリテーション(Ⅰ)が新設された。
従前の運動器リハビリテーション(Ⅰ)は、改定により同(Ⅱ)となるが、その点数の差はわずかであり、上記(1)の考え方を基に、運動器リハビリテーション(Ⅱ)についても基準に加えることとする。
- (3) 指定基準に定めた施設基準以外の内容については、従前と同様とする。

改正（案）

- (1) 別紙（修正案）のとおりとする。

地域リハビリテーション広域支援センター指定基準

〔修正案〕

地域における地域リハビリテーション実施施設等に対する研修や指導等の支援を行う地域リハビリテーション広域支援センターを、次の基準により二次保健医療圏ごとに順次1ヵ所指定していくものとする。

なお、指定期間は2年間とし、その間の事業実績、圏域の状況を総合的に判断して見直しを図るものとする。

- 1 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の規定に基づく特掲診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第63号)及び特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成22年3月5日付け保医発第0305第3号厚生労働省保険局医療課長通知)に定める下記の施設基準を満たし、地方厚生局に届け出ている病院とする。

施設基準

- ① 「脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)」
- ② 「脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)」
- ③ 「脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)」かつ
「運動器リハビリテーション料(Ⅰ)」又は「運動器リハビリテーション料(Ⅱ)」

*原則として、①を基準とするが、圏域の状況により②、③の基準を加える。

- 2 地域リハビリテーションの理念に十分な理解があり、該当二次保健医療圏の市町村及び関係医療機関等と良好な連携関係にあり、地域リハビリテーション広域支援センターの機能が遂行できる施設

附則 この指定基準は、平成23年1月1日以降に新たに指定する地域リハビリテーション広域支援センターに適用する。

地域リハビリテーション広域支援センター指定基準

〔現 行〕

地域における地域リハビリテーション実施施設等に対する研修や指導等の支援を行う地域リハビリテーション広域支援センターを、次の基準により二次保健医療圏ごとに順次1ヶ所指定していくものとする。

なお、指定期間は2年間とし、その間の事業実績、圏域の状況を総合的に判断して見直しを図るものとする。

- 1 厚生労働大臣が定める施設基準（平成20年3月5日厚生省告示第63号）及び厚生労働省保険局医療課長通知による「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて」（平成20年3月5日付け保医発第0305003号）に定める下記の施設基準を満たし、社会保険事務局に届け出ている病院とする。

施設基準

- ① 「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）」
- ② 「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）」
- ③ 「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）」かつ「運動器リハビリテーション料（Ⅰ）」

＊原則として、①を基準とするが、圏域の状況により②、③の基準を加える。

- 2 地域リハビリテーションの理念に十分な理解があり、該当二次保健医療圏の市町村及び関係医療機関等と良好な連携関係にあり、地域リハビリテーション広域支援センターの機能が遂行できる施設

附則1 この指定基準は、平成20年4月以降に新たに指定する地域リハビリテーション広域支援センターに適用する。

千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱

1 趣旨

20 世紀後半からの急速な高齢者人口の増加を受け「高齢化の世紀」がいよいよ始まったところであるが、そこでは、寝たきりや閉じこもりを予防し、生き生きとした高齢期を住み慣れた地域で過ごすことが何より望まれるところである。

そこで、脳卒中などの疾患等によりリハビリテーションが必要になった高齢者や障害者には、地域でそれぞれの状態に応じ、連続したリハビリテーションを受けられるよう、保健・医療・福祉関係機関の連携のみならず、ボランティア等の地域における住民が参画して行ういわゆる地域リハビリテーションが行われることが重要である。

本事業は、在宅の高齢者や障害者の様々な状況に応じたリハビリテーション事業（総称「地域リハビリテーション事業」という。）が適切かつ円滑に提供される体制の整備を図るものである。

2 事業内容

地域リハビリテーションの円滑な推進を図るため、以下の機関を指定する。

(1) 千葉県リハビリテーション支援センター

県内に 1 か所、地域リハビリテーションの中核となる千葉県リハビリテーション支援センターを指定する。

同センターは、各二次保健医療圏ごとに指定する地域リハビリテーション広域支援センターの支援、リハビリテーション資源の調査・研究、情報収集・提供、関係団体との連絡・調整の役割を担う。

また、これらの各支援センターの機能を生かし、県内のリハビリテーション実施機関等のネットワークの構築を図る。

(2) 地域リハビリテーション広域支援センター

二次保健医療圏ごとに 1 か所、圏域の地域リハビリテーションの中核となる地域リハビリテーション広域支援センターを指定する。

同センターは、高度リハビリテーションの実施、地域リハビリテーション実施機関の支援、リハビリテーション資源の共同利用、地域のリハビリテーション施設等における従事者への援助・研修、地域レベルの関係団体（患者・家族の会、ボランティアグループなど）への支援などの役割を担う。

3 その他

本事業の推進に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。